

意見書案第1号

核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書

このことについて、綾瀬市議会会議規則第14条第1項の規定により、次のとおり提出する。

令和3年3月22日提出

提出者	綾瀬市議会議員	上田博之
賛成者	同	二見昇
	同	畑井陽子
	同	安藤多恵子

核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が国連において採択された。

2017年9月20日、核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始されて以降、国際政治でも各国でも、前向きな変化が次々と生まれ、条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の86か国、批准国は54か国にもなっている。同条約は2020年10月24日、国連軍縮週間の初日に批准国が50か国となったことにより、2021年1月22日に発効した。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押した。核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなった。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっている。

また、条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しているとともに、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっている。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものである。

アメリカの「核の傘」に安全保障を委ねている日本政府は、核兵器禁止条約に背を向け続けている。こうした態度を直ちに改め、「唯一の戦争被爆国」として核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として、核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月22日

綾瀬市議会議長 松澤 堅二

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 あて

(提案理由)

核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として、核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを求め、国会及び政府関係機関に意見書を提出いたしたく提案するものであります。